

2011年8月12日
郵産労交第4号

株式会社 かんぽ生命保険
取締役兼代表執行役会長
進藤 丈介 殿

郵政産業労働組合
中央執行委員長 廣岡 元穂

第34回定期全国大会要求書

郵産労第34回定期全国大会において、全国から寄せられた意見及び討議した内容、東日本大震災で明らかになった民営・分社化の弊害の見直し、事業運営のあり方など今日的課題について、大会要求として提出しますので、誠意ある回答を求めます。

記

[事業に関する要求]

- 1 利用者になるべく安い保険料で、保障を充実した商品を提供し、国民の経済生活の安定とその福祉に増進することを、かんぽ生命保険会社の経営姿勢の基本にすること
- 2 保険金の支払いにより、余剰金が出たときは、加入者への還元ができるように管理機構に働きかけること
- 3 資金運用にあたっては、安全・確実な投資対象に投資し、運用する人数も充実すること。運用にあたっては、東日本大震災の復興財源に活用すること
- 4 取扱い手続きの変更は、緊急を要する以外は年一回の改定にすること。改定の際は、講師による研修を行い、社員全員（期間雇用社員を含む）を対象に勤務時間・超勤で対応すること
- 5 新入社員の研修については十分な時間をとること
- 6 保険新規契約の個人別実績一覧表は、いたずらに競争を煽るものとなっている。廃止すること
- 7 高齢者再雇用制度は2012年9月30日で雇用保険加入期間が5年となり、高年齢雇用継続給付の対象になります。すみやかに手続きできるように雇用主支給申請書を提出すること
- 8 障害者雇用の人数を明らかにするとともに、積極的に雇用の促進を図ること
- 9 相続の手続きは、事務センターで集中処理を行なうこと

[労働時間に関する要求]

- 1 年間総実労働時間「1,800時間」を早期に達成すること。会社としての取組状況及び到達を明らかにすること

- 2 社員の休息時間については、4時間につき20分を基本とし、勤務の種類ごとに拡大すること
- 3 期間雇用社員が契約時間を超え勤務を行った場合は法内時間であっても割増賃金を支払うこと

[諸休暇に関する要求]

- 1 年次有給休暇は年間「28日」とすること
- 2 特別休暇については以下の通り改善すること
 - ①忌引きについては以下の通りとすること
 - ア. 配偶者は現行7日を10日にすること
 - イ. 子は現行5日を7日にすること
 - ウ. 兄弟姉妹の配偶者及び配偶者の兄弟姉妹は現行1日を3日にすること
 - エ. 配偶者の親は現行3日を7日にすること
 - オ. 配偶者の伯父伯母、配偶者の兄弟姉妹の配偶者は1日とすること
 - ②子の祭日を特別休暇とすること
 - ③配偶者の祭日を特別休暇とすること
 - ④産前休暇は8週間、産後休暇を10週間とし、産前6週間は就労禁止期間とすること
 - ⑤妊娠後産前休暇前まで、勤務の前後1時間を特別休暇とすること
 - ⑥結婚休暇は10日間とすること
 - ⑦配偶者の出産休暇は12日以内とすること
 - ⑧夏期休暇は5日間とすること
 - ⑨20年勤続者には5日間、30年勤続者には10日間を特別休暇とすること
- 3 育児休業について
 - ①育児休業中の賃金は全額保障すること
 - ②育児休業期間は6歳まで拡大すること
 - ③育児休業の回数は制限を設けないこと
- 4 介護休暇について
 - ①介護休業期間中の給与は会社が全額保障すること
 - ②介護休暇は有給とすること
- 5 期間雇用社員について
 - ①年次有給休暇は、正社員並みにすること
 - ②夏期休暇・冬期休暇については、正社員並みにすること
 - ③介護休暇・育児休暇・ボランティア休暇などの休暇についても正社員並みにすること

[人事・労務政策に関する要求]

- 1 昇任、昇格、転勤、社宅入居、出張、訓練などにあたって組合間差別は行わないこと
- 2 健康上その他の理由による担務の変更は、所属長の判断によることとし、本人希望及び医師の診断等により実施すること
- 3 本人同意のない配置転換は行わないこと

[労働安全衛生に関する要求]

- 1 ILOの条約と勧告のうち直接、間接に安全と衛生に関するものがあります。
日本で批准・未批准関係なく尊重し、守ること
- 2 労働安全衛生マネジメントシステムに基づく安全衛生の計画、実行、評価、改善のサイクルを明らかにすること
- 3 労働安全衛生法に基づく「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」を守ること。事務所内は、暑い、寒い、という不快な状態にしないこと。
- 4 健康診断については内容を充実すること。
 - ①成人病対策として、35歳以上については定期健康診断と成人病予防診断（ミニドック）を隔年ごとに組み合わせ実施すること
 - ②胃、腸、腰痛なども希望者は検診できるようにすること
 - ③人間ドックの検診の項目に、がん及び脳健診を無料で行なえるようにすること
 - ④定期健康診断における問診については個室において行うこと
- 5 新規採用訓練に産業医・保健婦などによる衛生教育の内容を明らかにすること
- 6 健康管理機関に精神科専門医を配置し、日常的に相談診察できる体制をつくること
- 7 安全衛生委員会は、各労働組合が公平に参加できる体制とすること
- 8 就業支援委員会の具体的な対応について明らかにすること。また、メンタルヘルスでの休職・長期病休数を明らかにすること。
- 9 パワーハラスメント、セクシャルハラスメントの実態について認識を明らかにすること、また根絶に向けた具体的指針を策定し、全社員に配布するとともに業務研究会などを開き、指導を徹底すること。

[労働基本権・組合活動に関する要求]

- 1 労働組合が自主的に開催する学習会、集会等への当局の介入、監視等、憲法21条に違反する行為は辞めること
- 2 団体交渉については、中央、地方、職場各段階で保証し、労働条件に関わる事項について団交事項とすること
- 3 時間外労働、休日労働の通知は4時間・前日の正午までの原則を厳守すること
- 4 時間外労働及び休日労働について、社員の健康その他正当な理由による申立てがある場合、強要・強制はしないこと。また、正当な理由かどうかの判断については、労使協議によることとし、その結論までの間は「命令」としないこと
- 5 休憩時間内労働やタダ働きを根絶し、所定内労働時間を超えた労働はすべて超勤手当をつけること
- 6 就業規則の改正にあたっては事前に説明すること
- 7 組合休暇については以下のとおり改善すること
 - (1) 年休の残日数と関係なく承認される組合休暇
＜中央本部関係＞
 - ①執行委員会の年10回の範囲を撤廃すること
 - ②地方委員長会議
 - ③地方書記長会議

④女性部大会

⑤女性部常任委員会

<地方本部関係>

①執行委員会の年 10 回の範囲を撤廃すること

②支部長会議

③支部書記長会議

④地方本部女性部大会（東京）

⑤地方本部女性部常任委員会（東京）

<支部関係>

①支部執行委員会については「中支部に限る」を撤廃すること

(2) 上部団体への会議出席

①全労連大会

②全労連評議員会

③全労連幹事会

④全労連公務部会幹事会

⑤全労連公務部会総会

(3) 年間 13 日の組合休暇については、承認条件の年休残日数（当年発給）を現行 10 日を 15 日とすること

(4) 年間 13 日の組合休暇の範囲を以下のとおりとすること

<中央本部関係>

①教宣部会

②組織部会

③共済部会

④会計監査

<地方本部関係>

①交渉部会

②教宣部会

③組織部会

④会計監査

[人権に関する要求]

- 1 茶髪・ピアス・ヒゲなどは個人の趣向とともに人格権に関わる問題です。一方的な禁止命令及び評価は止めること
- 2 防犯を名目としたロッカー一点検や持ち物検査が行われていますが、社員・非常勤社員等を犯罪者扱いしたやり方であり、個人の人権を著しく傷つけるものです。会社の品位を地に落とすこのような行為は今後断じて行わないこと

以 上